（観光経済調査室及び統計分析官）

第二条　観光戦略課に、観光経済調査室及び統計分析官一人を置く。

2　観光経済調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　観光に関連する経済事情に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。

二　観光に関する調査及び研究に関すること（統計分析官の所掌に属するものを除く。）。

三　観光に関する統計に関すること（統計分析官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

3　観光経済調査室に、室長を置く。

4　統計分析官は、観光に関する統計その他の情報の総合的な分析に関する事務をつかさどる。

（旅行業務適正化指導室及び宿泊業活性化調整室並びに新事業推進官及び民泊業務適正化指導官）

第三条　観光産業課に、旅行業務適正化指導室及び宿泊業活性化調整室並びに新事業推進官及び民泊業務適正化指導官それぞれ一人を置く。

2　旅行業務適正化指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　旅行業務及び旅行サービス手配業務の運営の適正化に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二　旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録に係る安全上の審査に関すること。

（削る）

3　旅行業務適正化指導室に、室長を置く。

4　宿泊業活性化調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二　（略）

5　（略）

6　新事業推進官は、新たな観光産業の分野の振興に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7　民泊業務適正化指導官は、住宅宿泊事業及び住宅宿泊仲介業の運営の適正化に関する企画及び立案並びに指導に関する事務をつかさどる。

（アジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官、外客誘致推進官、ＭＩＣＥ連携推進官及び相互交流促進官）

第四条　国際観光課に、アジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官一人、外客誘致推進官二人、ＭＩＣＥ連携推進官及び相互交流促進官それぞれ一人を置く。

2　アジア市場推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　アジアからの外国人観光旅客の来訪の促進に関する企画及び立案並びに調整に関すること（観光戦略課並びに外客受入推進官及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

二　アジアからの外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

3　アジア市場推進室に、室長を置く。

4　欧米豪市場推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　欧州、北米及びオーストラリアからの外国人観光旅客の来訪の促進に関する企画及び立案並びに調整に関すること（観光戦略課並びに外客受入推進官及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

（調査室）

第二条　観光戦略課に、調査室を置く。

2　調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一　観光に関する調査及び研究に関すること。

二　観光に関する統計に関すること。

三　（略）

3　調査室に、室長を置く。

（新設）

（旅行安全対策推進室及び宿泊業活性化調整室並びに旅行業務適正化指導官）

第三条　観光産業課に、旅行安全対策推進室及び宿泊業活性化調整室並びに旅行業務適正化指導官一人を置く。

2　旅行安全対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一　旅行業及び旅行業者代理業の登録に係る安全上の審査に関すること。

二　旅行業務における旅行の安全の確保に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

3　旅行安全対策推進室に、室長を置く。

4　宿泊業活性化調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　住宅宿泊事業及び住宅宿泊仲介業の発達、改善及び調整に関すること。

三　（略）

5　（略）

6　旅行業務適正化指導官は、旅行業務の運営の適正化に関する企画及び立案並びに指導に関する事務（旅行安全対策推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（外客誘致室並びに外客受入推進官、コンベンション振興指導官、海外旅行促進官及び観光渉外官）

第四条　国際観光課に、外客誘致室並びに外客受入推進官、コンベンション振興指導官及び海外旅行促進官それぞれ一人並びに観光渉外官二人を置く。

2　外客誘致室は、外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興に関する事務（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　外客誘致室に、室長を置く。

（新設）